

むつ市農業委員募集要項

1. 募集人数

19名

2. 任期

令和8年7月15日から令和11年7月14日まで

3. 身分

むつ市の特別職の非常勤職員

4. 職務内容

農地の権利移動等の申請の許可、決定等の審査のため委員会の会議に出席

農地利用最適化推進委員と連携し、遊休農地の発生防止・解消等、農地等の利用の最適化推進に関する活動

5. 報酬及び費用弁償

むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年むつ市条例第1号）の規定に基づき報酬及び費用弁償を支給します。

(1) 会長 月額57,000円

(2) 委員 月額35,000円

6. 推薦を受ける者及び応募をする者の要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、委員に任命する日において、次のいずれかに該当する者を除きます。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) むつ市の一般職の職員

(4) 満20歳未満の者

7. 推薦及び応募に関する手続き等

所定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参により、むつ市農業委員会事務局まで提出してください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しません。

募集要項及び様式は、むつ市農業委員会事務局、川内、大畠、脇野沢各分庁舎の窓口に備えているほか、むつ市ホームページからダウンロードできます。

(1) 農業者等が候補者を推薦する場合は、推薦する日において満20歳以上であ

る農業者等3人以上が連署したむつ市農業委員会委員推薦書（様式第1号）

(2) 農業者が組織する団体等（町会を含む。）が委員を推薦する場合は、むつ市農業委員会委員団体等推薦書（様式第2号）及び当該団体等の規約等の写し

(3) 自らが候補者として応募する場合は、むつ市農業委員会委員応募書（様式第3号）

8. 推薦及び応募の受付期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月27日（金）まで

※持参する場合は、上記期間内（ただし、土曜・日曜日は除く）の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。郵送の場合は、2月27日（金）の消印有効となります。

9. 選考方法

むつ市農業委員会の委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類をもとに選考します。（必要に応じて面接を行う場合があります。）結果については、推薦を受けた者及び応募をした者全員に文書で通知します。

10. 情報の公開

受付期間の中間及び期間終了後に、むつ市ホームページ等で下記について公表します。

- (1) 推荐をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推荐をする者（団体等）の名称、目的、代表者、構成員数及び構成員たる資格、推薦する者の性格
- (3) 推荐を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、履歴及び農業経営の状況
- (4) 推荐を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか否かの別
- (5) 推荐又は応募の理由
- (6) 推荐を受ける者がむつ市農地利用最適化推進委員に推薦されているか、又は応募する者がむつ市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (7) 推荐を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (8) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数

11. 問合せ・提出先

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号

むつ市農業委員会 事務局

TEL 0175-22-1111 内線3511、3512